

えなごさち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI



東山の桜並木



春を彩る
桜並木

【IP電話番号】

村役場代表 5000～5004 / 議会事務局 5005
教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007

総務課 679-2113
健康福祉課 679-2971
保育所 679-2217

産業環境課 679-2115
企画政策課 679-2973
建設課 679-2970

議会事務局 679-2152
住民税務課 679-2114
社会福祉協議会 679-2304

※土・日・祝日および夜間
679-2111 IP:5000～5004
【教育委員会】 679-2817

◎役場共通 FAX:679-2125
FAX:679-2173

人のうごき [令和3年3月31日現在]

[人口] 2,219人 (-17)

[男] 1,078人 (-9) [女] 1,141人 (-8) [世帯数] 943 (-3)

令和3年度

施政方針

佐那河内村長 岩 城 福 治



令和3年度を迎え、本年度の施政方針をお示しします。

現在、我が国では、「人口減少」や「少子高齢化」に加え、新型コロナウイルスの感染拡大と、これに伴う経済の停滞などにより、国・地方を問わず、厳しい社会・経済情勢が続いています。

このような中、本年度は村名の誕生から1000年の記念すべき節目の時期を迎えています。そこで、令和3年度は新型コロナウイルス感染症予防対策及びコロナ終息後を見据えた「経済活動活性化」を両立する取組みを、迅速かつ効率的に推進しながら、次の1000年に向けた「つづくむらづくり」を推進して参ります。

「新型コロナ対策」

新型コロナ対策については、村民の皆さまのご協力により、村内での感染者が発生することなく、今日に至っています。

引き続き、

- 公共施設の感染予防資材購入や空調・水道などの設備改修
- 村民一人当たり1.5万円の感染予防資材購入支援金の助成
- 影響を強く受けた店舗・農業者支援のための給付実施

など、感染防止対策の徹底を図るとともに、ご心配いただいております国のワクチン供給が始まりましたので、今後、高齢者の皆さまから順次、接種のご案内をして参りますので、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

「地方創生総合戦略」の取り組み

コロナ禍により「人の移動や交流自粛」、「イベント中止」など、大変厳しい状況となっておりますが、昨年度スタートした「地方創生総合戦略」を磨き上げ、以下、4つの柱に基づいて「持続可能なつづくむらづくり」の取組みを進めて参ります。

第1点目「しごと・雇用を創出する」

●農業の振興

「さくらももいちご」のブランド維持に向け、生産者・JA徳島市・県などと連携し、「さくらももいちご栽培振興プロジェクト」を開始します。

また、農家の営農意欲を減退させ、農業の衰退を加速化させる「鳥獣被害の抑制」に向け、寺谷地区に「ジビエ処理加工施設」の整備を進めます。引き続き、「アグリスクール」「マッチング事業」「生産基盤の整備促進」などを実施することで、本村の農業全体の活性化を図って参ります。

●働く場の創出

松山油脂株式会社の「山神果樹薬草園」、クリスティーヌの「佐那河内ジェラート」の創業により、両事業所が「地元雇用」や「村外からの移住」、「企業版ふるさと納税」などの効果をもたらすほか、本村の農産物を活用した商品開発が進められるなど、地域の賑わいの創出を含め、様々な波及効果が期待されています。

今後県庁所在地に隣接するという恵まれた立地条件や、豊かな自然が育む新鮮な農産物といった本村ならではの地域資源を活かし、

- サテライトオフィスや事業所の誘致
- 誘致企業や事業所との連携による地場産業の振興
- 村内での創業の支援

などに積極的に取り組んで参ります。

第2点目「新しいひとの流れをつくる」

新型コロナ感染拡大により、地方移住への関心が高まっていますが、1000年という節目の本年度、「誘致企業等の操業開始」、「分譲宅地の竣工」など、これまでの取組みが本格的な事業実施の段階へと移行する「スタートの年」となります。こうした好機に、移住・定住をはじめ「新しいひとの流れ」を創出するための施策展開に積極的に取り組んで参ります。

●移住・定住の促進

中尾谷地区の分譲宅地販売、市原医院跡地の「若者向け住宅」建設を予定しています。また、移住先選定条件である「仕事」については、「果樹アグリスクール」や「いちご塾」と連携を図りつつ、住環境だけでなく、仕事環境も含めた「移住のPR」を実施して参ります。

●交流の促進

1000年の時を迎えた今年度、村内外に向けた気運醸成とともに記念イベントを企画し、村民だけではなく、本村ゆかりの人々と、ともに祝い、次の1000年に向けた「つづくむらづくり」を推進して参ります。また、JAからご寄付頂いた旧嵯峨出張所を「多目的交流施設」として活用し、避難所のみならず、人や企業の新たな交流スペースとして有効活用し、村の活性化を図りたいと考えています。

●観光の振興

大川原高原のヒルトップハウスに「新しい展望台」、ARを活用したスマートフォンでのバーチャルツアー（観光体験）がオープンします。村内にオープンする新店舗・事業所、「佐那の里」や「JA直売所」、「しゃくなげ市」などと連携して新たな観光ルートの創造に取り組むとともに、佐那河内ならではの豊かな自然や農産物などの魅力を活かし、移住・定住の促進や交流人口の拡大など「新たなひとの流れづくり」を積極的に推進して参ります。

第3点目「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

○「はぐくみ医療」や放課後児童クラブの夏休み中の開所、病児・病後児保育の広域利用、新設の「子育て世代包括支援センター」による「出産・

子育て支援の充実」

○地産地消の安心安全で温もりのある給食の提供
○「英語教育の一層の充実」、ICT機器による「新しい学習スタイル」の推進、「ふるさと学習」の充実等による「小中一貫教育」の更なる深化など、佐那河内ならではの「恵まれた自然」や「人と人との絆」を活かし、行き届いた「子育て環境づくり」を進めて参ります。

第4点目「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

●交流拠点の充実

本村の行政や防災の新たな拠点となる「新庁舎」と「消防センター」が今年末に竣工いたします。平時は「行政サービスの拠点」、「村民交流」や「村民参画」の推進拠点として、有事には、迅速な災害対策を行うための「防災拠点」として「災害対応」の「中核的役割」を果たす施設となります。

●地域連携の強化

本村の強みとも言える常会組織を、次の1000年へと引き継ぐため、その活動を引き続き支援して参ります。

●交流拠点の充実

アフターコロナを見据え、地域内外との交流活動を活発化させるため、「新家」の週末営業を開始します。

以上、「コロナ対策」や、新たな「地方創生総合戦略」に基づいた本年度の取組みを述べさせて頂きました。

こうした取組みを通じ、1000年の長い時間をかけて培ってきた本村の「歴史」や「伝統」、「文化」、そして「人と人の絆」を、しっかりと次の世代に継承するとともに、これからの1000年も、佐那河内が佐那河内であり続けられるよう、持続可能な「つづくむらづくり」に村民の皆さまとともに、取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。



令和3年度 当初予算

総額は41億8,265万円

佐那河内村当初予算が3月定例会において承認されました。

本年度予算は、厳しい財政状況の中でも住民サービスの低下を招かないよう、創意工夫を凝らし、重点的・効果的な施策を展開することにより『持続可能なつづくむらづくり』の実現に向けての検討を行った予算計上としています。

予算規模としては、一般的な施策を進める一般会計と一般会計に属する特別会計として宅地造成事業特別会計（会計間の重複額を除く）を合わせた31億6,120万円（前年度比4億3,180万円・12.0%減）と国民健康保険事業特別会計などの5つの特別会計を合わせた10億2,145万円（前年度比2,575万円減・2.5%減）で、これらを合わせた村の予算総額は41億8,265万円となります。

村の財政状況

本村の財政は、大型起債の償還終了などにより、実質公債費比率は年々改善されていますが、地方交付税の減少や新庁舎建設など大型公共工事での新規起債発行があり、財政運営に大きな影響があります。このことから堅実な財政運営を心がける必要があります。

歳入では、村税などの自主財源が少なく、国に大きく依存せざるを得ない財政構造であることから、国の財政状況にともなう直接的な影響が憂慮されます。加えて、財源の大半を担う地方交付税においては、算定の際に大きく影響を及ぼす人口減少等により、今後も減少傾向にあることが予測されます。

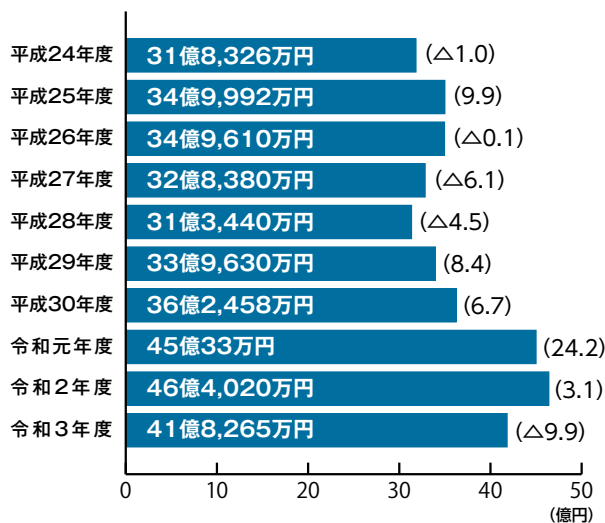
現在、本村では、人口減少対策や経済・雇用対策といった地方創生の更なる展開、南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害への対応など、さまざまな住民ニーズに機動的かつ弾力的に対応するため、自主性・自立性を高めた行政経営体への転換が求められます。

本村は、明治から今日まで合併することなく、少子高齢化に向き合いながら、徳島県に残された

唯一の小さな村として頑張ってきました。先人が営々と守ってきたこの村の風土や築いてきた産物をこれからも継承・発展を図り、全ての住民が元気で生き生きと生活を営み、持続可能な活力ある村の実現に向けた施策を重点的に展開していくことが重要です。

※実質公債費比率とは、基本的に分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。分子の元利償還金に簡易水道や集落排水事業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や、一部事務組合との公債費類似経費を算入することで、連結決算の考え方を導入して求められる比率です。この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行します。また、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。本村の実質公債費率は0.0%（3カ年平均単年度では、平成30年度△0.2%、平成29年度△2.0%、平成28年度2.3%、前年度3カ年平均1.2%）となっています。平成18年度の導入時には20%を超えていましたが、平成22年度からは18%を下回っています。

10年間の総額推移状況



令和3年度 会計別予算の概要

区分	予算額	伸び率 (%)
総額	41億8,265万円	△ 9.9
普通会計（一般・宅造）	31億6,120万円	△ 12.0
特別会計	10億2,145万円	△ 2.5
国民健康保険事業	3億3,930万円	△ 12.1
簡易水道	1億190万円	11.2
農業集落排水事業	1億5,935万円	1.1
介護保険事業	3億7,200万円	2.5
後期高齢者医療	4,890万円	△ 0.4

※伸び率は前年度当初予算対比

一般会計予算を歳入別にみると

※宅地造成事業特別会計含む

歳入予算構成グラフをご覧ください。

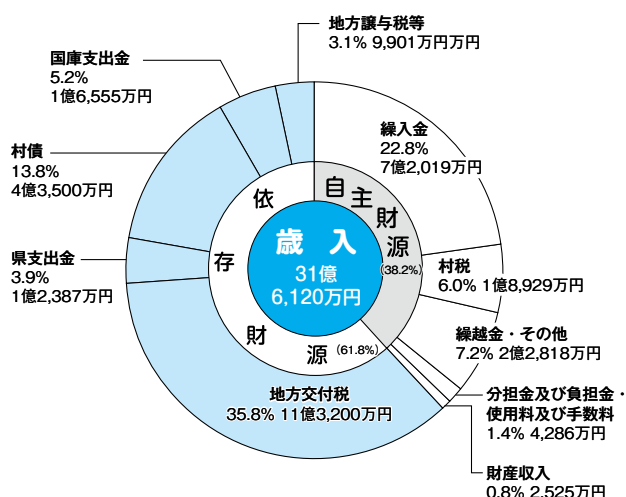
村独自の収入である、村税や繰入金(各種基金【村の貯金】の取り崩し)などの自主財源は12億577万円で全体の38.2%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で19億5,543万円となり、61.8%を占めています。

村税については、51万円増と前年並みになっています。歳入の35.8%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、地方の財政状況に応じ国が一定の基準で交付するお金のことです。本年度は、11億3,200万円を計上しています。

また、村の借金である村債は、4億3,500万円を計上し、その内訳は臨時財政対策債※として5,700万円、役場庁舎建設関連事業として1億円。公営住宅整備事業として9,200万円などになっています。

※臨時財政対策債とは、国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替え措置とみて差しつかえない地方債のことです。

歳入予算構成グラフ



一般会計予算では一人あたりに142万円

※宅地造成事業特別会計含む

歳出予算構成グラフをご覧ください。

本年度も、昨年に引きつづき総務費が10億

8,663万円と、最も大きな経費となっています。役場新庁舎建設関連事業やふるさと納税事業などの実施によるものです。

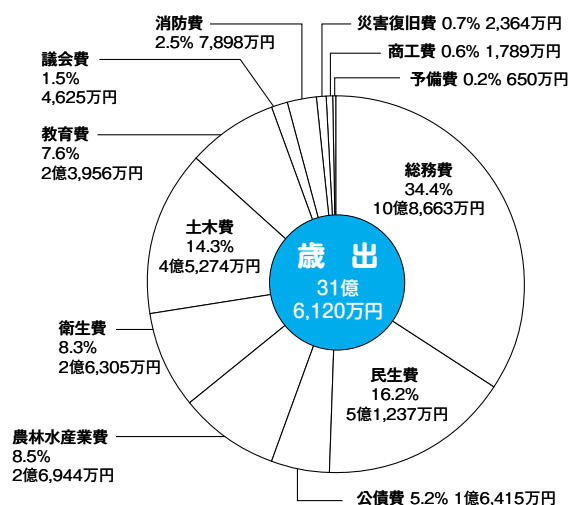
民生費は、5億1,237万円を計上し、各種福祉事業(高齢者・障がい者の生活支援や外出支援、子どもはぐくみ医療事業など)に充てられています。土木費は、4億5,274万円を計上し、宅地造成事業が含まれ、造成から分譲までを行う予定としています。

公債費(村が国等から借り入れた借金返済の経費)は、1億6,415万円を計上し、前年度より1,289万円減となっています。

農林水産業費は2億6,944万円(農業振興事業、ジビエ処理加工施設整備事業など)、消防費は7,898万円(消防詰所整備事業、防火水槽整備事業など)、のほか衛生費、教育費、議会費、災害復旧費、商工費、予備費を計上しています。

一般会計予算は、村民一人あたりに使われるお金は、142万円になります。

歳出予算構成グラフ



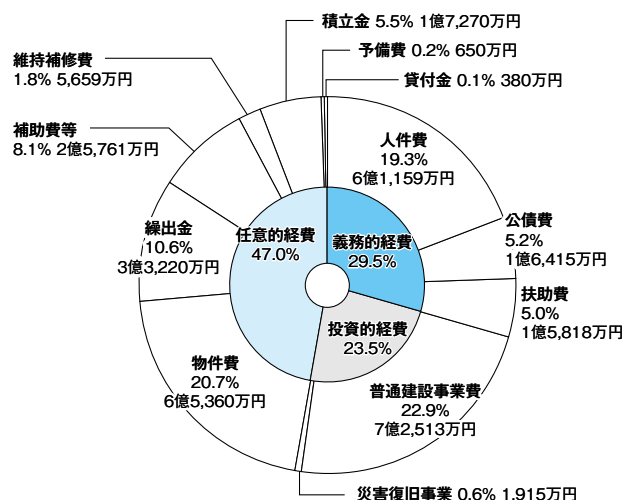
村民一人あたりに使われるお金				
総務費		民生費		
48万9,693円		23万899円		
土木費	農林水産業費	公債費	教育費	衛生費
20万4,028円	12万1,424円	7万3,974円	10万7,958円	11万8,545円
消防費	議会費	商工費	災害復旧費	予備費
3万5,593円	2万841円	8,063円	1万653円	2,929円

※令和3年3月31日現在の人口(2,219人)で算出

一般会計予算を性質別にみると

※ 宅造成事業特別会計含む

性質別予算構成グラフ



性質別予算構成グラフをご覧ください。

村議会議員や職員などの人件費、借金返済の経費である公債費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費は、9億3,392万円となっています。

人件費は前年度比2,914万円増、公債費は前年度比1,289万円減、扶助費は前年度比623万円減となり、義務的経費全体で1,002万円の増額となっています。

道路改良事業や災害復旧事業などの投資的経費は、全体で7億4,428万円を計上しています。

役場新庁舎建設関連事業、公営住宅整備事業、ジビエ処理加工施設整備事業などを予定しています。

任意の経費は、需用費や委託料などの物件費や特別会計への繰出金、各種団体への補助費、維持補修費などで構成されています。

物件費は、防災無線機器更新、新庁舎関連事業費により2億5,931万円増となっています。

繰出金は前年度比496万円減、補助費は前年度比155万円増となっています。

任意の経費全体では、前年度比2億9,483万円増となり、14億8,299万円を計上しています。

特別会計では

特別会計は、特定の事業にかかる保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別しています。

国民健康保険事業特別会計は、医療給付費などが減少傾向にあり、前年度比12.10%増の3億3,930万円を計上しています。

簡易水道特別会計は、前年度比11.2%増（1,030万円増）の1億190万円を計上しています。

農業集落排水事業特別会計についても前年度比1.1%増（175万円増）と前年並みの1億5,935万円を計上しています。

この2つの地方公営企業会計については、令和6年度までに法適用会計へ移行する業務の予算を本年度より計上しています。

介護保険事業特別会計は、3億7,200万円を計上しています。前年度比2.5%の増となっています。後期高齢者医療特別会計は、4,890万円を計上しています。前年度比0.4%の減となっています。



議会だより

令和3年
第1回(3月)定例会

令和3年第1回定例会は、3月9日開会され、令和2年度各会計補正予算案件7件、令和3年度各会計当初予算案件7件、条例案件6件、人事案件2件、単行案件1件の合わせて23件の審議を行い、原案どおり可決し、3月19日に閉会しました。

新年度に向けての 施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

新型コロナウイルス 感染症対策

新型コロナウイルス感染拡大防止の決め手と言われるワクチン接種は、県、他自治体、関係機関と密接な連携を図り、スタッフや接種会場の確保、ワクチン管理体制の整備などの準備作業を進めています。現時点では、国のワクチン確保の見通しや供給スケジュールが不透明な状況のため、詳細が決まり次第、速やかに広報等によりお知らせします。

地方創生総合戦略に 基づく取組

感染拡大は、過密する都市部の脆弱性を浮き彫りにし、情報通信技術を活用したテレワークやワーケーションなどの新しい働き方の普及や、インターネット販売を中心とした物流の変化などが急速に進んだことで、もはや都市でなくても地方でも快適に生活することが可能であるということを人々に気づかせ、特に若者を中心に地方への関心が高まっています。

令和3年度は、こうした動きを踏まえ、本村の地方創生総合戦略に基づく施策を磨き上げ、持続可能な「つづくむらづくり」に向けた取組をさらに加速します。

①「仕事・雇用を創出する」

本村を代表する農産物の一つで

あるさくらももいちごは、担い手の高齢化により栽培農家数が減少し、ブランドの維持ができなくなるとも心配されています。生産者、JA徳島市、県などと連携しながら、栽培振興と担い手の育成、確保を図るための「さくらももいちご栽培振興プロジェクト」を令和3年度より開始します。具体的には、産学官で構成する協議会を中心に、担い手の育成を図るための「さくらももいちご塾」の開講、生産振興を図るための栽培方法の研究やスマート農業の導入を実施します。

営農意欲を減退させ、農業衰退を加速化させる鳥獣被害の抑制に向け、寺谷地区にジビエ処理加工施設の整備を進めます。この施設を中心に有害鳥獣駆除の促進に向けた狩猟者の育成・確保、ジビエを活用した特産品の開発、駆除や処分経費の抑制などを図ります。

県庁所在地に隣接する恵まれた立地条件や豊かな自然が育む新鮮な農産物といった地域資源を活かし、サテライトオフィスや事業所の誘致、誘致企業や事業所との連携による地場産業の振興、村内での創業の支援に積極的に取り組みます。

②「新しい人の流れをつくる」

移住・定住の促進には、受皿となる住宅が不可欠です。中尾谷地区の分譲宅地造成を着実に進め、1日も早く本格分譲が開始できるよう努めます。また、市原医院跡地を活用し、若者から子育て世代まで、幅広い年齢層の多様な移住ニーズに対応可能な若者向け住宅の建設に着手します。

村史によると西暦1021年から

1024年にかけての平安時代の治安年間に佐那河内村の名称が誕生したと掲載されています。令和3年度を村内外に向けた機運醸成の時期と位置づけ、夏祭りなど様々なイベントの機会を通じた1000周年の機運醸成、新庁舎落成に併せたプレイベント開催、シンボルデザインの募集、1000周年を契機とした関西佐那河内村人会の創設などに取り組みます。

嵯峨地区の多目的交流施設は1階を宿泊も可能な多目的スペース、2階をサテライトオフィスの受皿となるオフィススペースなどを想定しています。住民の皆さまのご意見を伺いながら、人や企業の新たな交流スペースとして活用されるよう方針を速やかに策定します。

観光の振興では大川原高原のヒルトップハウスで整備中の展望台とARを活用したスマートフォンでのバーチャルツアー、観光体験が令和3年度から利用できます。

③「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」

子育て支援の充実では、3月に新設の子育て世代包括支援センターによる妊娠期から出産、子育てに至るまでのきめ細かな支援の充実に努めます。

学校教育の推進では、着実な指導の成果が現れている英語教育の一層の充実、タブレットなどICT機器を他校に先駆けて活用し、一人ひとりの個別、最適な学びをめざした新しい学習スタイルの推進、村の未来を担う人材を育成するふるさと学習の一層の充実など、9年間を通して先進的かつきめ細やかに子どもを育てる特色と魅力のある小中一貫教育をさらに充実、深化させます。

④「交流拠点の充実や地域連携などの村づくりを進める」

令和3年度、行政や防災の新たな拠点となる新庁舎と消防センターが竣工します。新庁舎は、平時は行政サービスの拠点機能に加え、村民交流や村民参画の推進拠点として交流機能の充実を図りま

す。また、地震や風水害等による大規模災害の発生時は、迅速な災害対策を行うための防災拠点として消防センター及び村民体育館や、令和3年度完成する消防第7分団の詰所など、順次整備を進めている各分団詰所などと連携を図りながら、災害対応の中核的役割を果たす施設となるよう着実に整備を進めます。

昨年から、新しい店舗の開設が続いており、令和3年度早々にもジェラート店やファクトリーショップが加わります。このような機会を逃がすことなく、滞在者の増加へとつながるよう、大川原高原などの観光スポットやJA直売所などの他の施設と連携しながら、村の集客力を高めるための様々な取組を展開します。

●補正予算案件●

議案第3号 令和2年度佐那河内村一般会計補正予算（第7号）について

既定の歳入歳出予算の総額を1億4,046万2千円減額し、予算総額を40億9,654万円とするもの。繰越明許費は、道路新設改良や過疎対策事業、道路橋梁災害復旧事業など10事業、1億43万円を計上するもの。

議案第4号 令和2年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

既定の歳入歳出予算の総額を486万9千円減額し、予算総額を3億8,266万1千円とするもの。

議案第5号 令和2年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

既定の歳入歳出予算の総額を200万円減額し、予算総額を9,200万円とするもの。

議案第6号 令和2年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について

既定の歳入歳出予算の総額を533万円減額し、予算総額を1億5,290万円とするもの。

議案第7号 令和2年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

既定の歳入歳出予算の総額を

289万5千円減額し、予算総額を3億9,395万5千円とするもの。

議案第8号 令和2年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

既定の歳入歳出予算の総額を60万5千円減額し、予算総額を4,901万4千円とするもの。

議案第9号 令和2年度佐那河内村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

既定の歳入歳出予算の総額を1,287万円減額し、予算総額を4,313万円とするもの。

●当初予算案件●

議案第10号 令和3年度佐那河内村一般会計予算について

歳入歳出予算総額31億4,700万円とし、前年度に比べ4億3,500万円の減額。

歳入で主なものは、村税1億8,929万円、地方交付税11億3,200万円、国庫支出金1億6,554万9千円、県支出金1億2,386万5千円、寄附金1億5,501万円、繰入金7億2,019万円など。

歳出で主なものは、総務費11億6,449万8千円と前年度と比べ5億3,676万5千円の減額、民生費4億3,938万9千円と前年度と比べ223万2千円の増額、農林水産業費2億3,527万3千円と前年度と比べ1,070万4千円の増額、土木費4億544万7千円と前年度と比べ1億4,388万7千円の増額、教育費1億8,450万円と前年度と比べ400万円の減額、公債費1億6,414万9千円と前年度に比べ1,289万2千円の減額など。

議案第11号 令和3年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額3億3,930万円とし、前年度に比べ4,670万円の減額。

議案第12号 令和3年度佐那河内村簡易水道特別会計予算について

歳入歳出予算総額は1億190万円とし、前年度に比べて1,030万円の増額。

案第13号 令和3年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額1億5,935万円とし、前年度に比べ175万円の増額。

議案第14号 令和3年度佐那河内村介護保険事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額3億7,200万円とし、前年度に比べて910万円の増額。

議案第15号 令和3年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計予算について

歳入歳出予算総額4,890万円とし、前年度に比べて20万円の減額。

議案第16号 令和3年度佐那河内村宅地造成事業特別会計予算について

歳入歳出予算総額5,620万円とし、前年度に比べて20万円の増額。

●条例案件●

議案第17号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

村長、副村長、教育長の給与月額を減じる率を定める改正を行うもの。

議案第18号 佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税の軽減を受けるための申請書の提出を不要とする改正を行うもの。

議案第19号 佐那河内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する条項にずれが生じたため改正を行うもの。

議案第20号 佐那河内村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症の定義の改正を行うもの。

議案第21号 佐那河内村介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行令の改正に伴い、保険料率の改正、延滞金に係る割合の特例を地方税に定める割合の特例に合わせる改正、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律に基づき、定義の改正を行うもの。

議案第22号 佐那河内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

令和3年度厚生労働省指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、基準省令の改正が行われたことに伴い、本村の関係する4条例の改正を行うもの。

●単行案件●

議案第23号 徳島県東部地区広域市町村圏協議会の廃止について

地方自治法第252条の6の規定により、令和3年3月31日をもって、徳島県東部地区広域市町村圏協議会を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

●人事案件●

議案第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和3年3月31日で任期満了になる委員の選任について、同意を求めるもの。

(固定資産評価審査委員会委員：松村 茂)

議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦について

令和3年6月30日で任期満了になる委員の候補者の同意を求めるもの。

(人権擁護委員：前河 洋次)

一般質問

大岩 和久 議員

1. 消防団員の処遇改善について

質

①消防団及び消防団員の活動範囲が広がってきている。各種手当等、見直しの時期ではないかと思うが、このことについて伺いたい。

②安定した消防団活動の今後を見据えた団員の確保も課題である。対策を伺いたい。

答

①台風の大型化や局地的集中豪雨など自然災害発生の危険性が高まる中、行方不明者の

搜索活動や災害の発生に備えた危険箇所などの警戒など、消防団に求められる役割は大きく広がっています。

平成29年度の報酬及び出動手当の見直しから4年が経過していることから、改めて他市町との均衡なども考慮しながら、消防団員の報酬及び出動手当などの処遇の改善に向けて検討を進めます。

②消防団員の減少は、全国共通の課題で、本村でも消防団員の確保は年々困難となっています。主な要因は、就業構造の変化によりサラリーマン団員が増加し、居住地と勤務地が異なる団員は、勤務時間帯の災害活動などへの参加が困難となっている。また、地域社会への帰属意識や地域活動参加への義務感の希薄化などにより、消防団への参加を義務と感じる住民の減少など、地域社会の変化に伴う側面が強いと考えています。

今後の対策として、サラリーマン団員が活動しやすい環境づくりを進めるため、団員を雇用している事業所に理解と協力を求める働きかけや、団員の能力や希望に合わせた業務の選択を可能とするなど、地域の実情を踏まえ消防団員の任務の弾力化や負担軽減の検討を行うほか、併せて消防団員の処遇の改善を推進し、団員の確保に努めます。

2. コロナ禍におけるメンタルヘルスケアについて

質

①現在の社会状況下で、精神的に不安をかかえている村民が増加していると考えられる。少しでも、不安解消につながる対策等を伺いたい。

②新型コロナウイルス感染症が完全に終息したのちも、心のダメージは、すぐには直らない。継続した支援が必要である。このことについての取組等を伺いたい。

答

①社会生活ではオンラインでの仕事や授業、不要不急の外出や会食の制限などの自粛生活が続く、飲食店等では、営業時間の短縮や休業を余儀なくされ、収入の減少、従業員の削減など、国民の不安やストレスは日々増加

しています。

心のダメージへの対応は専門機関での対応が望ましく、県では、「いのちの希望」や24時間年中無休で行っている「よりそいホットライン」など、心の問題について相談が可能な専門機関があります。

村としては、見守り活動から場合によっては専門機関への取次ぎなど、関係機関等との協議や連携を図りながら対応します。

②民生委員、児童委員や村地域包括支援センターによる見守り活動、村社会福祉協議会での心配ごと相談や生活困窮者に対しての生活福祉資金貸付などの相談をお受けし、少しでも精神的に不安が軽減される取組を行い、県の専門的な機関への取次ぎと併せて対応します。コロナ禍での社会・経済情勢をしっかりと注視しながら、関係機関との連携を密にし、対応します。

井開 一文 議員

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

質

①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用と効果について

②本村におけるワクチン接種体制整備の進捗状況と課題などについて

答

①本村への交付限度額は約2億1,400万円が示されています。

3月現在では、22事業、事業費1億1,800万円余りを、感染拡大の防止、村民の暮らしを守る、地域経済の維持回復、地域経済の活性化の4つの柱から成る事業を展開するため活用しました。また、繰越事業として15事業、事業費1億4,500万円余りを今後、執行予定としています。

効果の主なものとして、避難所環境整備事業では、避難所の村民体育館へ大型発電機1台と夏場の避難に対応するためのスポットクーラー4台の配備を終えています。

救急搬送車購入事業では、入札を終了し、落札業者と搬送車の具体的な設計について協議を行っています。

感染症予防資材購入支援費では、感染症予防資材を購入するための費用を全村民対象に交付しました。

小規模事業者緊急経営支援金、チャレンジ事業支援補助金では、事業者及び商工者並びに各団体合わせて延べ92人に支援金、補助金を交付しました。

そのほかにも、多くの事業を実施しましたが、村民の皆さまのご協力のおかげで、現在まで感染症の発生もなく、経済対策についても苦しいながらも一定の効果が現れているものと思っています。

②ワクチン接種がスムーズに進められるよう、関係機関との調整を行っています。

ワクチン接種の費用は無料で、接種形態は集団接種と個別接種の併用型とし、集団接種会場は村民体育館を予定しています。

相談等は、コールセンターでの対応を予定しており、開設に向け準備を進めています。高齢者施設の入所者等への接種も、関係機関との調整を進めています。

なお、ワクチンの割当ては、現時点では不透明な部分もありますが、4月5日の週と19日の週に、先行分として徳島市分と本村分が合わせて徳島市に到着する予定です。その後は26日の週以降に順次追加分が届く見通しです。

今後、関係機関等と調整する中で、状況が明らかになり次第、速やかに広報紙やホームページなどによりお知らせします。

平岡 淳 議員

1. JA徳島市旧嵯峨出張所施設等の件について

質 ①住民説明会を行わなかった理由とは

②移住者が働けるサテライトオフィスとは

③地域のにぎわい創出目的達成の評価基準をどのように考えているのか。

答 ①旧嵯峨出張所の取得に関する予算関係議案を議会にお諮りしたのが2月25日開催の令和3年第1回の臨時会でしたので、それまでは寄附の受諾を正式に決定していないことから、村民の皆

さまを対象にした説明会の開催をすることができませんでした。また、この時期に不特定多数の皆さまが一か所にお集まりをいただいていたのは開催すべきでないと考えています。今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見極めながら、常会長会や行政座談会など様々な機会を捉えて、広くご説明をしていきたいと考えています。

②コロナ禍により、特に都市部ではテレワークやリモートワークの導入が進み、地方にサテライトオフィスを設けるという機運が高まっています。国や県でも地方への事業所の分散に取り組んでいるところでは、

村ではこの機運を捉え、サテライトオフィスの誘致に取り組み企業に来ていただき、村内からの雇用や、移住者の雇用を創出しながら、地域のにぎわいにつなげたいと考えています。

③会合やイベントスペース、また宿泊スペースとして、またサテライトオフィスの受皿にもなる多目的ルームとして多くの皆さまにご利用いただけるかということを考えています。

2. ジビエ処理加工施設について

質 ①施設整備に至った理由とは②販売計画は

③予定地は、いつ、どのような事業で、整備した土地なのか。

答 ①鳥獣害による農作物などへの被害防止のため、本村では年間300頭を超える有害鳥獣を駆除しているにもかかわらず農業被害は年々拡大し、効果的で継続性のある駆除対策と体制の確立が急務です。本村の有害鳥獣駆除対策には、3つの課題があり、その打開に向けた取組としてジビエ処理加工施設を設置するものです。

後継者不足については、ジビエ処理加工施設を設置し、食肉の加工と有害駆除を行う専門人材を確保することにより解決につながると考えています。

捕獲頭数の増加による大川原処理施設で頻発する故障と高騰する処理処分経費については、これまで全て廃棄処理していた鹿、イノ

シシの肉を食肉やペットフードとして商品化することで収入に換えることができ、処理費用の軽減につながると考えています。

駆除専門人員の不足については、駆除要請に対応するため、狩猟者を育成するシステムをつくり、人材を確保することを検討しています。

これらの取組を行うためには、ジビエ処理加工施設の設置が必要であると考えています。

なお、ジビエ処理加工施設を事業化するにあたり、施設用地周辺の皆さまのご理解をいただくため、昨年7月に常会に伺い賛否を確認し、地元の理解が得られ、事業化の目途がついたことから、現在国に事業申請をしています。

②現時点における具体的な販路は、特産品としてジビエの活用を図り、ふるさと納税の返礼品や、一般財団法人さなごうちが運営するECサイトでの販売をメインに考えています。

③平成4年度農村総合整備事業寺谷地区圃場整備事業（農林水産省補助）で整備した予定地には農村環境整備事業（農林水産省補助）で平成4年度繰越事業で整備した寺谷地区の農村公園があります。なお、本施設整備のため公園の半分を使用させていただく計画としています。

森下 嘉文 議員

1. 待機児童問題について

質 ①待機児童問題の現状と原因について伺いたい。

②待機児童解消に向けた今後の対策をどのように考えているのか。

答 ①待機児童問題の要因の一つとして、保育士不足があります。少子化、女性の社会進出の増加に伴い、保育児童の低年齢化の進行に比例するように保育士のニーズも増加しています。

本村では、以前は3年保育が主流でしたが、最近は、生後6か月の乳児からの保育も珍しくありません。

本村の令和2年度の待機児童は、現在いません。

②保育現場の人員体制により、入

所希望に沿えない場合でも広域保育等の利用勧奨し、村外であっても近隣の保育所に通園できるよう、近隣自治体と調整を行っています。また、臨時保育士に対して2年間で最大20万円の支援金の助成なども行いながら人材の確保に取り組んでいます。

2. さくらももいちごの担い手育成について

質 ①さくらももいちごの継承、担い手の確保等、どのような取組が、行えるのか。

②国・県との連携や、支援をどのように考えているのか。

答 ①高齢化、担い手不足により将来的にさくらももいちごのブランド維持が困難となる局面を打破するため、「さくらももいちご栽培振興プロジェクト」に取り組めます。

このプロジェクトは、さくらももいちごのブランド継承を行うため、移住者による担い手の確保・育成及び新たな栽培方法の検討による産地の維持・発展を図るものです。

担い手の確保対策としては、就農希望者を地域おこし協力隊として年間2人を6年間募集し、12戸の新たな栽培農家を確保するものです。

新たな栽培方法の検討として、土耕栽培から高設栽培への変更や篤農家の栽培技術を解析、データ化し、スマート農業などを検討することで、生産量維持と現行栽培からの発展をめざします。

②プロジェクトを推進するための協議会の構成員は産・官・学による推進体制を考え、県にはこのプロジェクトメンバーとして参加を要請しています。

県と協働し支援・推進する内容は、移住者による担い手の確保・育成面では、村の地域おこし協力隊員を佐那のいちご塾生として募集するための広報や情報発信、塾生の農業支援センターによる栽培技術指導、栽培知識の習得として農業大学校への塾生の受け入れ、村が行う就農後支援や整備支援事業への情報提供や指導相談窓口としての対応、徳島ブランド推進機

構による塾生への経営指導や販売の協力などです。

新たな栽培方法の協働支援内容は、新規就農者が取り組みやすい高設栽培におけるさくらももいちごの品質を確保するための技術確立支援や、スマート農業の導入、篤農家の栽培技術の解析及びデータ化や栽培マニュアルの作成支援、栽培技術の指導等をお願いしています。

そのほか塾生の就農時におけるハウス施設などの整備事業活用補助金などについては、財団事業である産地リノベーション事業、県単事業である農山漁村未来創造事業、国補事業である産地パワーアップ事業などを活用していきたいと考えています。

石本 哲也 議員

1. 新年度予算について

質 ①ジビエ肉加工所は、どう運営していくのか。

②さくらももいちご振興プロジェクトは、どう進めていくのか。

③市原医院跡地利用として若者住宅とあるが、どうしていくのか。

答 村が施設整備を行い、管理運営は村以外で施設管理が可能な事業者が行う公設民営方式を想定しています。施設の完成は、令和4年3月を目途とし、令和4年度からの運用開始をめざします。②令和3年4月に協議会を立ち上げ、プロジェクトを開始します。今後のスケジュールは、令和3年10月から地域おこし協力隊の募集を開始し、令和4年10月面接、採用を順次開始、令和5年4月いちご塾の開校、令和7年4月第1期生の就農、プロジェクト完成時点で12戸の新規いちご農家が誕生する計画です。

③住環境施策検討委員会からの「若者住宅としての利用が望ましいのではないかとのご意見を踏まえ、若者住宅として利用することに決定しました。

今後は、令和3年度内の完成をめざし、若者住宅としての利用に関する要件整理、要綱等の整備のほか、関係各方面との協議を進めます。

2. コロナ禍終息後について

質 ①移住定住政策は、どうしていくのか。

②産業振興は、どうしていくのか。

③企業誘致政策は、どうしていくのか。

答 ①移住者の受入体制整備、空き家所有者や地権者等と意識を共有し、空き家や土地の利用を促進します。集落との交流をコーディネートする後見人的な人材配置、組織配置などの支援を行います。住宅供給や宅地造成を行う。などの施策方針に基づき速やかに事業の展開を図ります。

②アフターコロナに適応するためには、農業をはじめ地域経済を支える中小事業者が社会の経済構造の変化に対応できるよう、情報の提供や変化に対応する業態に対して、本村では引き続き事業が継続できるよう応援します。

③主な村の施策方針は、IT系、デザイン系など都市部でなくとも成立する分野の企業誘致を図ります。

村の環境、社会状況を活かし地域の社会的課題解決につながる事業や企業誘致を図ります。

地域に根差した小規模事業者の経営改善等のため、企業間や異業種間の積極的交流に取り組みます。

ウェブサイト等を活用し、大都市圏へ企業進出候補地として情報発信やPRを行うなどです。

今後もこれまで同様、施策の展開に取り組めます。

3. 嵯峨地区・多目的交流施設について

質 ①利活用をどう考えているのか。

②サテライトオフィスの勧誘は、どうしていくのか。

答 ①地域に、にぎわいと安全・安心をもたらす施設として、平時は地域のにぎわいを創出するための多目的スペースとして、1階の多目的フロアと2階のオフィスフロアに活用します。有事には、1階、2階とも住民の避難や災害復旧の支援拠点となることを想定

しています。

また、旧倉庫は、住民の避難や災害復旧の支援拠点及び物資等の備蓄倉庫として活用することを想定しています。

②村ホームページでの募集のほか、今後は国・県等が主催する移住交流イベントなどにも参加し、これまでに以上に積極的に取り組みます。

4. ワクチン接種と避難所の兼ね合いについて

質 ①もし近日中に大規模地震が起きた場合、村民体育館をどうするのか、想定はしているのか。

②それを含めた避難誘導を前もって考えるべきと思うがどうか。

答 集団接種会場として村民体育館の活用を考えています。

災害時においては被害規模や発生状況、また、避難施設の被害状況などを見極め、状況に応じた確

な避難誘導を行うことが求められます。

村内の被害が比較的小規模な場合には、農振センターや小中学校体育館など、村民体育館以外の指定避難所を優先的に活用することが考えられますが、被害の規模が相当程度大きく多数の避難者が想定される場合には、集団接種会場としている村民体育館は、椅子、机、パーティションなどを撤去することで、避難所として活用することが可能なことから、緊急時には、集団接種を中断し、村民避難を優先した対応を行います。

5. 1000年祭について

質 ①何年をメインに考えているか。

②どのような企画を考えているのか。

③その広報の方法をどう考えているか。

答

①村史によると、西暦1021年から1024年の治安年間に、中辺村が上佐那河内村、下佐那河内村の2村に分かれて明治初年に及んだと掲載されていて、西暦2020年から2023年までの4年間で1000年に当たると認識しています。1000年祭事業の実施期間としては2年間程度を予定しています。

②シンボルマークやキャラクターデザインなどの選定、村の1000年に関わる講演会開催、1000年を記念したイベント開催、村内各所で実施される様々な行事等との協賛事業などを考えています。

③村民だけでなく、村外にも広くPRする必要があることから、広報用パンフレットの作成・配布、広報さなごうちでのお知らせ、常会会長会や行政座談会などの各種会合や行事開催時での広報活動を考えています。

議会行事出席報告

〈 〉 場所・〈 〉 出席者

3月1日	佐那河内村総合福祉保健計画策定委員会〈農振センター〉(加藤議長・高岡議員)
2日	勝名地区議会議長会定期総会〈ホテル千秋閣〉(加藤議長)
	徳島県町村議会議長会第72回定期総会〈徳島グランヴィリオホテル〉(加藤議長)
3日	第2回佐那河内村英語教育運営委員会〈農振センター〉(高岡議員・井開議員)
4日	議員協議会〈議会事務局〉(全議員)
	全員協議会〈農振センター〉(全議員)
9日	第1回佐那河内村議会定例会 開会・議案審議〈役場3階議場〉(全議員)
10日～11日	議案審議〈議会事務局ほか〉(全議員)
12日	佐那河内中学校卒業式〈小中学校体育館〉(全議員)
17日	第1回佐那河内村議会定例会 一般質問〈3階議場〉(全議員)
18日	佐那河内小学校卒業式〈小中学校体育館〉(加藤議長)
19日	第1回佐那河内村議会定例会 表決・閉会〈3階議場〉(全議員)
22日	例月出納検査〈議会事務局〉(服部監査委員・新居監査委員)
23日	第184回四国地区町村議会議長会会長会(WEB会議)〈自治会館〉(加藤議長)
26日	追悼献花式〈農振センター〉(全議員)
	小松島市外三町村衛生組合総会〈衛生組合〉(加藤議長・森下議員)
27日	佐那河内保育所修了式〈保育所〉(高岡議員)
29日	徳島県市町村振興協会第6回理事会〈自治会館〉(加藤議長)
29日～30日	全国町村議会議長会理事会〈東京都〉(加藤議長)

職員人事異動

(令和3年4月1日付)

【異動】

(所属名)	(職 名)	(氏 名)	(旧)
企画政策課	副村長 企画政策課 課長事務取扱	小原 広行	副村長
教育委員会	教育次長	橘 公司	総務課 課長補佐
出納室	課長補佐	西村 一義	住民税務課 課長補佐
企画政策課/産業環境課(兼務)	課長補佐 (一財)さなごうち派遣	上野 浩嗣	企画政策課 課長補佐 (一財) さなごうち派遣
企画政策課	課長補佐	谷 慎也	教育委員会 主査
総務課	主査	森河 健	出納室 主査
総務課	主査	瀧倉 裕介	産業環境課 主査
企画政策課/産業環境課(兼務)	事務主任 (一財)さなごうち派遣	森 拓也	企画政策課 事務主任 (一財) さなごうち派遣
産業環境課	事務主任 県(消費者庁)派遣	近藤 祥平	健康福祉課 主事
教育委員会	技 師	丸橋 俊彦	総務課 技師
住民税務課	主事補	多田 真人	住民税務課 主事補 滞納整理機構派遣
健康福祉課	主事補	後東 駿介	企画政策課 主事補

【昇任】

保育所	保育所長	松下 敦子	保育所 主任保育士 (保育所長心得)
教育委員会	教育次長	橘 公司	総務課 課長補佐
産業環境課	課長補佐	日下 洋志	産業環境課 主査
企画政策課	課長補佐	谷 慎也	教育委員会 主査
健康福祉課	課長補佐	佐藤 享恵	健康福祉課 主査
産業環境課	事務主任	小松 真也	産業環境課 主事
産業環境課	事務主任 県(消費者庁)派遣	近藤 祥平	健康福祉課 主事
産業環境課	主 事	湯村 剛弘	産業環境課 主事補
建設課	技 師	板東 一敬	建設課 技師補

【再任用】

教育委員会	用務員	長江眞里子
産業環境課	係 長	梯 卓義
企画政策課	係 長	山本 利也

【退職】

(氏 名)	(所属・職名)
梯 卓義	教育委員会 参事兼教育次長
山本 利也	企画政策課 参事兼課長
濱本富美子	保育所 保育所長
野々村哲也	企画政策課 主事

【新規採用】



岩野 敦美
企画政策課 主事補



瀧本 芹奈
保育所 保育士



お気軽に
お越し
ください。

村役場

課の配置

村役場2階

通用口
▽

会 議 室

教育長室

教育長
大島 千文

議会事務局
☎679-2152
IP5005

事務局長
下岡 徹

倉 庫

村役場1階

農振センター1階

建 設 課 ☎679-2970

課長

山岡 忍

課長補佐 仲 弘志
課長補佐 梶本 佳史
技 師 板東 一敬
技術指導監 中西 淑博

社会福祉協議会 ☎679-2304

事務局長

小原 広行

事務主任 宮前 真理
事 務 員 中井 智美

◀入口

◀入口

玄関

夜間・休日用通用口
▷

総 務 課 ☎679-2113

課長 太尾 勝利

主 査	森河 健	主 事	守屋 心
主 査	松田 大悟	防災対策監	森本 教一
主 査	瀧倉 裕介	救急救命士	朝倉 忠勝
事務主任	福本 貴司	救急救命士	新宅 由行

産業環境課 ☎679-2115

課長 佐河 敦

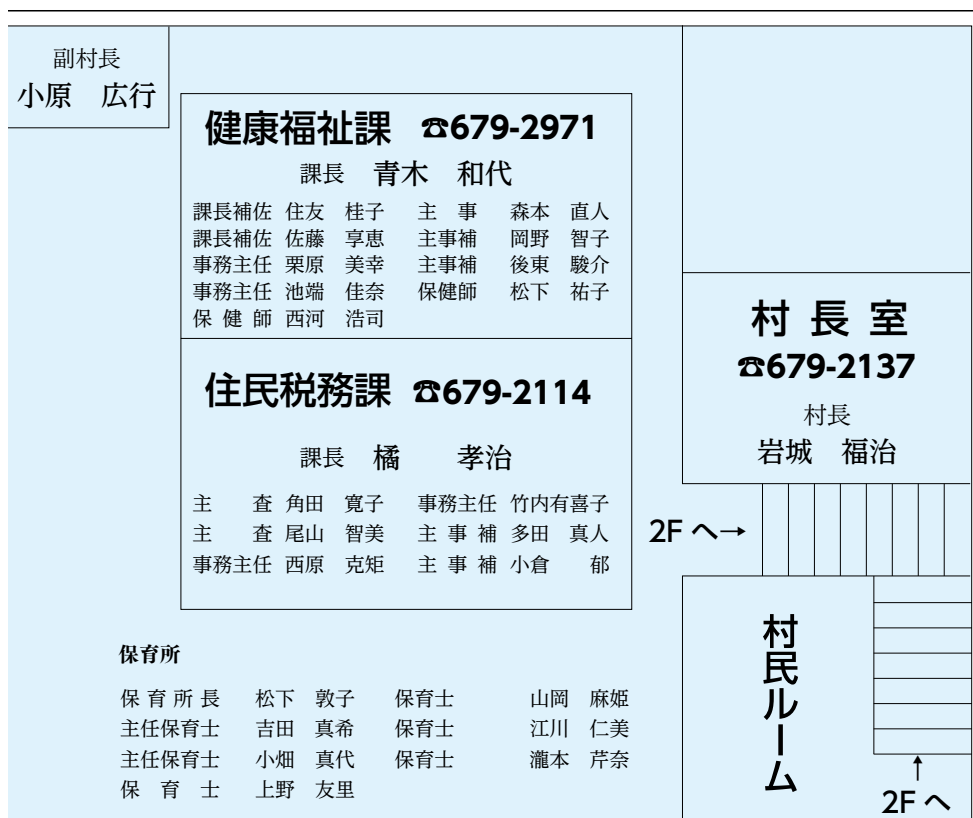
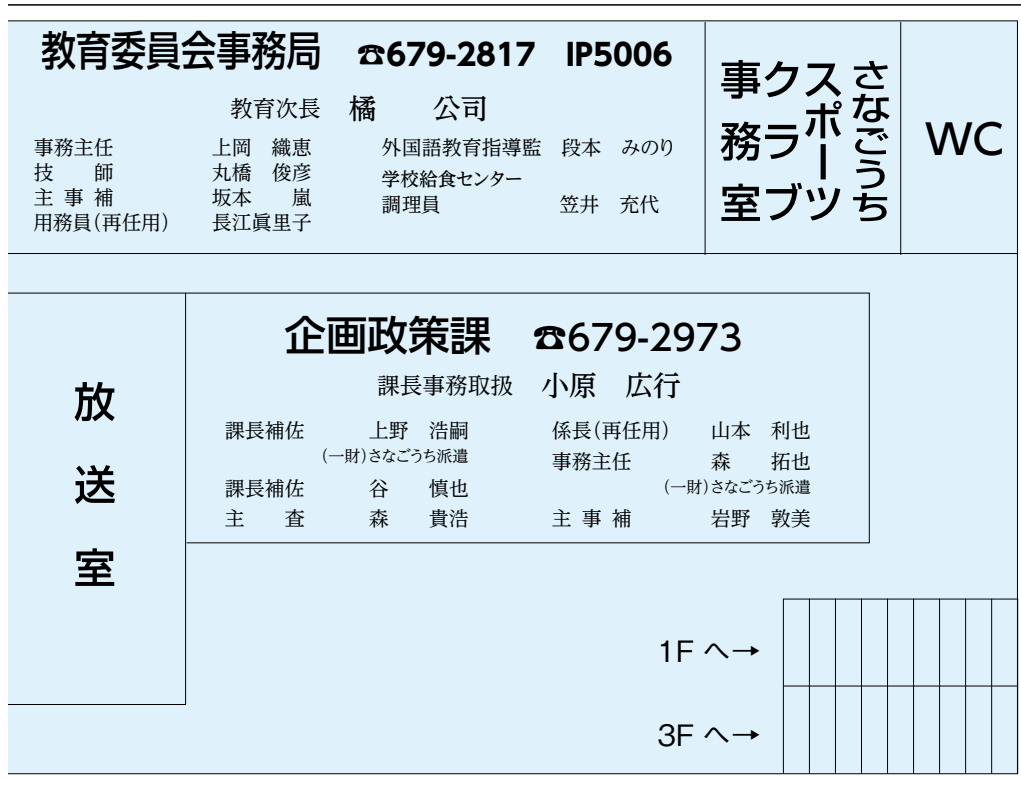
課長補佐	安富 圭司	事務主任	池上美紗子
課長補佐	日下 洋志	事務主任	近藤 祥平
主 査	岩野 高大	県(消費者庁)派遣	
係長(再任用)	梯 卓義	主 事	湯村 剛弘
事務主任	小松 真也	有害鳥獣捕獲員	西内 守

出 納 室 ☎679-2972

会計管理者 東條 浩文
課長補佐 西村 一義

●
AED
設置場所

正面玄関▷



2/24
(水)

オープンファーム菜々 ミニ研修会

農振センター3階にて、会員8人が集まりお雛リースづくりと研修会を開催しました。

お雛リースづくりでは、リースづくりが初めての会員もなつかしい思い出話に花を咲かせながら、夢中になって楽しくつくることができました。

また、研修会では年間通じて出荷、提供できる野菜づくりをテーマに講師の村澤さんのもと、話し合いを行いました。

現在、菜々会では栽培した野菜をスーパーの一角にて試験的に販売したり、学校給食等に野菜の提供を行っています。今後は積極的に公的機関等にも広く野菜の提供が行えるよう、会員一同がんばりたいと考えています。(オープンファーム菜々)

3/3
(水)

英語技能検定で準2級、3人の合格者 (中学2年生)

「英検」は、年3回実施されている国内最大規模の英語検定試験です。

中学校2年生(受験当時)の「村上萌亜さん、喜田紗英さん、尾崎希咲良さん」(写真左から)が、準2級(高校中級程度)に見事合格しました。

一次試験では「読む」「書く」「聞く」が試され、二次試験では会話力が測定されましたが、3人は小中学校で学んだ英語を活かし、見事合格となりました。これからもいっそう力を磨き、ますますの活躍を期待します。



3/4
(木)

特別な給食Ⅲ 県産果実を活用した学校給食

「さくらももいちご」の提供が小中学校の学校給食で行われました。

新型コロナウイルスの影響で需要が落ち込んでいる、徳島県産果実の需要喚起を図るとともに食育推進をめざしています。

献立では、デザート「お祝いさくらももいちご」として、児童生徒、教職員の皆さんへ150食分の提供が行われ、美味しく楽しくいただくことができました。



3/8~9
(月~火)

東京 2020 オリンピック 聖火リレートーチの展示を行いました!

東京2020オリンピック聖火リレートーチの展示を実施しました。延べ2日間、佐那河内小中学校と農振センター1階会議室で展示を行い、約300人にご見学いただきました。

桜をモチーフにして作られたトーチは、桜ゴールドと呼ばれる美しい色と洗練された形状で村民の皆さんや子どもたちを魅了しました。



3/10
(水)

消費者協会が小学校卒業生にイスを寄贈

令和2年度の小学校卒業生に、消費者協会の会員から牛乳パックをリサイクルして作ったイスがプレゼントされました。

贈られたイスには、「ごみを資源に心こそ大切なれ」のメッセージが込められています。思いを胸に、大切に使用してほしいと思います。



3/20
(土)

佐那河内中学校ソフトテニス部 TRY CUP 団体戦で優勝

小松島市立体育館にて開催されたTRY CUP団体戦に参加し、初優勝をしました。練習以上の実力を発揮し、最後まで粘り強く戦うことができました。

優勝という最高の結果でしたが、この成績に満足せず、今後も精進し、全力で戦ってほしいと思います。

【メンバー (敬称略)】

島津 大斗 (2年)・大野 維楓 (2年)・佐河 龍斗 (2年)・奈木 研 (2年)・井河 雄太 (2年)
仲野 颯平 (1年)・山田 清翔 (1年)

【大会結果】

- 1回戦 佐那河内中学校 vs TRY CUP A (3-0)
- 2回戦 佐那河内中学校 vs 小松島南中学校 (2-1)
- 3回戦 佐那河内中学校 vs 加茂名中学校B (3-0)
- 4回戦 佐那河内中学校 vs 山川中学校 (2-1)
- 決勝戦 佐那河内中学校 vs 加茂名中学校A (2-1)



4/8
(木)

企業版ふるさと納税の感謝状贈呈

村では、令和2年度に企業版ふるさと納税を活用した「佐那河内村まち・ひと・しごと創生事業」への寄附を「山神果樹薬草園」を運営する松山油脂株式会社（本社：東京都墨田区）よりいただき、4月8日（木）午前10時から役場において、感謝状贈呈式を行いました。

式では、岩城村長から松山油脂株式会社 松山剛己社長に感謝状が贈呈され、松山社長は「第1号は光栄です。佐那河内村の未来のために使っていただけることを期待しています。来年度以降も企業版ふるさと納税を続けることができるよう努力します。」と話されました。

今回の寄附は、村における企業版ふるさと納税の初の寄附となります。いただいた寄附金は村のさらなる発展のために有効に活用させていただきます。ご寄附ありがとうございました。



また松山油脂株式会社は、根郷地区において和柑橘の6次産業化の拠点となる「山神果樹薬草園」を建設しており、4月19日（月）午前10時には施設内のファクトリーショップがオープンします。

松山油脂と村は令和2年6月に和柑橘栽培を通じた包括連携協定を締結しており、今後も和柑橘の生産や生果調達、商品の研究開発、和柑橘栽培などを通じた交流促進を行う予定です。



役場新庁舎 建設情報

● 3月下旬の状況をお知らせします。

基礎工事が終盤を迎えています。

写真①は、地中梁側面の断熱材貼の状況です。

写真②は、地中梁の埋戻し、砕石敷の状況です。

4月から鉄骨建方が始まる予定です。



//////////////// 電牧機購入補助金について //////////////////

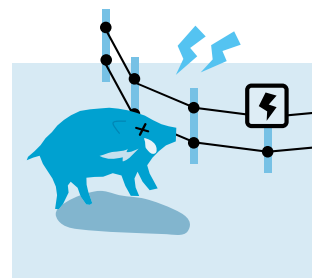
村では、野生鳥獣による農作物被害の防止のため、次のとおり補助金を交付します。希望者は、交付申請書に必要事項を記入し、産業環境課まで申請してください。

交付対象経費：電気柵設置に要する電牧機本体（支柱、電線等は対象外）

補助金額：33,000 円以内／電牧機 1 台（予算の範囲内で交付）

補助対象者：①～④をすべて満たす人（①本村村民、②農業従事者、③電気柵を設置する対象農地が 1a 以上、④概ね10年以上使用すること）

電気柵使用上の注意：安全に十分気をつけご利用ください。電気柵に草が触れると漏電するので、定期的に草刈りや点検を行ってください。



ごみの出し方についてのお願い

～正しい分別を行っていくために～

パソコン・モニターの捨て方について

「資源の有効な利用に関する法律」にて、メーカーが家庭から排出されるパソコン等を回収・リサイクルすることとなっています。

そのため、村ではパソコン・モニターの回収はしていません。

メーカー等による回収再資源化にご協力ください。

①次の品目は村では回収していません

【対象品目】 デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ブラウン管ディスプレイ・液晶ディスプレイ

②次の品目は粗大ごみ収集にお出してください

【対象外品】 プリンター・スキャナー・ワープロ・ゲーム機

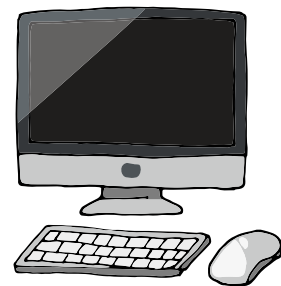
■パソコンの排出の申し込み先

◎パソコンメーカーが判明している場合

各メーカーの受付窓口へ直接、回収を申し込みください。

◎パソコンメーカーが不明・倒産又は自作のパソコンの場合

一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を申し込みください。



■リサイクル料金について

◎PCリサイクルマーク※のついているパソコンは、パソコンメーカーが無償で回収・リサイクルします。

◎PCリサイクルマークのついていないパソコンは、パソコンメーカーが有償で回収・リサイクルします。

◎パソコンメーカーが不明・倒産または自作のパソコンは、一般社団法人パソコン3R推進協会が有償で回収・リサイクルします。

【一般的なリサイクル料金の目安】

対象品目	各メーカー	パソコン3R推進協会
デスクトップパソコン	¥3,000	¥4,000
ノートパソコン	¥3,000	¥4,000
液晶ディスプレイ	¥3,000	¥4,000
ブラウン管ディスプレイ	¥4,000	¥5,000

※リサイクルマーク



■回収の流れ

1. メーカー等に回収を申し込みます。
2. メーカー等からゆうパック伝票が届きます。
3. 家庭でパソコンを梱包し、ゆうパック伝票を貼付します。
4. 郵便局に直接持ち込むまたは引き取りに来てもらいます。

※詳しくは申し込み先にご確認ください。

お問い合わせ先 産業環境課

ブロック塀安全対策支援事業

南海トラフ巨大地震等によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時などの通行の妨げとなることを防止するとともに、安全・安心を確保することを目的とし、避難路沿道などに面した危険性の高いブロック塀等の撤去や新設を実施する村民に対し、その経費の一部を助成するものです。

対象となるブロック塀等とは？

補強コンクリートブロック造及びコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀をいう。

避難路沿道等とは？

避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。

受付期間

4月15日(木)～
12月28日(火)まで

助 成 額

■ ブロック塀撤去に対する助成額

補助基準額 上限 100,000円 うち 助成額 66,000円

■ ブロック塀撤去・新設に対する助成額

補助基準額 上限 500,000円 うち 助成額 333,000円

次のチェックリストで1つでも不適合がある場合は対策が必要なブロック塀です。

点 検 表

点検項目		点 検 内 容	点検項目	
			適合	不適合
1	高 さ	1.2m を超えている	いいえ	はい
2	壁の高さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上ある	はい	いいえ
3	控 壁	4m 以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出している、または壁の厚さが必要寸法の 1.5 倍以上ある	はい	いいえ
4	基 礎	根入れ深さが 20cm以上ある	はい	いいえ(不明)
5	傾 き ひび割れ	全体的に傾いている、または 1mm以上のひび割れがあ	いいえ	はい
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
判 定				
6項目のうち、1つでも不適合がある場合、安全対策が必要			いいえ	はい

お問い合わせ、書類の提出先 建設課 住宅の耐震化担当まで

大黒地区村営住宅の入居者募集

入居申し込みに必要な書類は建設課で配布します

募集戸数：1戸（3号棟）

規 格：鉄筋コンクリート造2階建て 90.49㎡

申込み方法：建設課に直接ご持参ください。

入居可能時期：5月20日(木)

◎入居申込みができる資格

1. 同居する親族がいること。
2. 現に、住宅に困窮していること。
(持ち家や公営住宅に居住している人は、困窮していることにはなりません。)
3. 収入が法令で定められた基準内であること。
4. 申込者及び同居する親族が村税を滞納していないこと。

【受付期間】
4月19日(月)から4月28日(水)まで
(土・日・祝の閉庁日は除く)

【受付時間】
午前9時から午後4時まで

収入区分

収入区分	所得月額 = $\frac{\text{年間所得金額} - \text{諸控除額}}{12}$	家賃
1	10万4千円以下	34,400円
2	10万4千円を超え12万3千円以下	39,700円
3	12万3千円を超え13万9千円以下	45,400円
4	13万9千円を超え15万8千円以下	51,200円

☆公営住宅法で管理する家賃は月額27,100円に統一している。

収入基準上限早見表

収入基準	扶養親族人数			
	1人	2人	3人	4人
	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)

所得月額が15万8千円以下であること。

村営住宅とは公営住宅法等の規定に基づいて、所得の少ない、住宅に困窮されている人々に、低廉な家賃で住宅を提供しようとするものです。

抽選日：4月30日(金)

お問い合わせ：建設課

住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けます。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅等の修繕、補修、増築（床面積10㎡以内）工事等のリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算300万円の範囲内で、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する人で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする人は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしなかったものであること。
- 本人及び同一世帯員が、村税を滞納していない人であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅又は併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、令和3年3月31日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済み及び工事完了済み物件は対象外）
補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

5. 申請書類等

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱及び佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書等必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

この補助金に関して詳しいことは、建設課住宅担当までお問い合わせください。

木造住宅耐震化促進事業のご案内



近い将来起こると予想される南海トラフの巨大地震に備え、木造住宅の耐震化を進めるために耐震診断、改修工事等に助成します。また、耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された住宅について簡易な補強計画に要する経費を新たに新設いたしました。

耐震改修等を検討・実施していただき、耐震性の向上を図ることにつなげていくことが、この事業の目的です。

木造住宅耐震診断支援事業

- **補助要件診断対象となる建物** (佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅)
 - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅 (併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です)
 - 2) 在来軸組工法、伝統工法及び枠組壁工法により建築された住宅
 - 3) 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの
- **受付戸数** …… 5戸 (先着順)
- **自己負担金** …… 3,000円 (建物1戸当たり)

※徳島県に登録している耐震診断員 (建築士) が訪問し、2時間程度、内部や周辺の調査を行います。

木造住宅耐震補強計画事業

- **対象となる住宅** 実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅
 - **事業内容** 耐震性を向上させる補強方法及び概算工事費などの提案を行う、簡易な補強計画
 - **受付戸数** 5戸 (先着順)
 - **自己負担金** 無料 (建物1戸あたり)
- 耐震診断支援事業申込み時点で、補強計画事業も行えるようになりました。
昨年度までに耐震診断支援事業を受けられた人も無料で補強計画を行えます。

耐震診断結果をうけ改修工事等を行いたい場合

木造住宅耐震改修支援事業

- **補助要件**
 - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
 - 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの
- **補助対象工事**
 - 1) 家具の固定 (必須) 高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
 - 2) 改修後の評点を1.0以上とする耐震改修工事
 - 3) 感震ブレーカ (分電盤タイプに限る) を設置しなければならない
- **受付戸数** 3戸 (先着順)
- **補助額** 補助対象経費の4/5以下で上限130万円千円未満切り捨て)

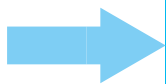
施工例



筋交いや金物、火打ちで強化

家全体を
改修したい

耐震化と
合わせて
ICT、AI化
工事を実施



スマート化支援事業

●補助要件

耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業と併せて行う。

●補助対象工事

ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事
(例) 見守り機能付きトイレの設置/見守りセンサーの設置/地震計の設置

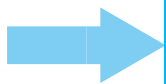
ICTやAI工事に併せて省エネルギー化工事やバリアフリー化工事などのリフォームも対象にすることができます。

●受付戸数 2戸

●補助額

補助対象経費の2/3以下で上限30万円(千円単位切り捨て)

地震は怖い
けどおが
かりな耐震
化はすぐに
できない



耐震シェルター設置支援事業

●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●補助対象工事

- 1) 家具の固定(必須)
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 耐震シェルターの設置
- 3) 工事中の写真の提供等モニターとしての協力

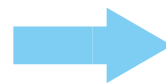
●受付戸数 1戸

●補助額 補助対象経費4/5以下で上限80万円

施工例



思い切って
建替えたい



住宅の住替え支援事業

●補助要件

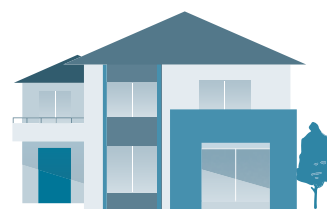
- 1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が0.7未満と診断されたもの
- 3) 現在居住している住宅

●補助対象工事

住宅の建替えまたは他所(村内)へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

●受付戸数 1戸

●補助額 補助対象経費2/5以下で上限30万円



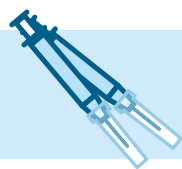
※耐震改修工事等は、県の登録施工者が施工するものに限りま。

木造住宅耐震化促進事業の
お申し込みは、申請書、
添付書類を添えて

4月15日(木)～12月28日(火)まで

(申込先着順)

● 申込書、申込先 建設課 住宅担当 ●



新型コロナウイルスワクチン 予防接種について



新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症化の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るために行います。多くの人に接種を受けていただくことにより、重症者や死亡者を減らし、医療機関の負担を減らすことが期待されています。

1. 接種対象者とスケジュール (予定)

	対象者 (令和4年3月31日時点の満年齢)	接種開始時期	接種券(クーポン券) 発送時期	予約開始時期	
				集団接種	個別接種
1	高齢者(65歳以上) (昭和32年4月1日以前に生まれた人)	5月2日(日)	4月13日(火)	4月13日(火)	5月以降
2	上記以外で16歳以上の人 (接種日時点で16歳以上の人)	未定	未定	未定	未定

※2の対象者については、今後のワクチン供給状況に応じて接種時期を決定し、6月以降にお知らせします。

※ファイザー社製のワクチンは、16歳以上が対象です。

2. 接種方法等

(1) 接種回数・間隔 1人2回接種

現在予定されているファイザー社製のワクチンの場合、18日以上の間隔、**標準的には20日の間隔を**おいて2回接種します。1回目の接種から間隔が20日を超えたら、速やかに2回目の接種を受けてください。前後に他の予防接種を行う場合は、原則として13日以上の間隔を空けてください。他の予防接種と同時に接種はしないでください。

1回目と2回目は必ず同じ種類のワクチンを接種してください。

(2) 接種費用 無料

(3) 接種場所 ①集団接種:佐那河内村民体育館 ②個別接種:村が指定する医療機関

※上記以外(かかりつけ医等)での接種を希望する場合の手続き等については、「佐那河内村新型コロナワクチン予約・相談センター」へお問い合わせください。

3. 予約方法・相談等

新型コロナウイルスワクチン予防接種は予約制です。

(1) 集団接種の予約及びワクチン接種予約に関する相談

佐那河内村新型コロナワクチン予約・相談センターへの電話予約またはWEB予約システムで予約してください。

①佐那河内村新型コロナワクチン予約・相談センター

電話番号:088-624-8377/FAX番号:088-622-6313

受付時間:8時45分～17時15分(土・日・祝日含む)

②WEB予約システム URL:<https://jump.mrso.jp/363219/>



予約システム

(2) 村が指定する医療機関の予約

指定医療機関へ直接電話をして予約してください。



※ 詳細については、接種券に同封している案内文書をご確認ください。

令和3年度 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について

令和3年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を次の高齢者を対象に、公費（一部負担あり）で実施します。



1 対象者

- 令和3年度に次の年齢となる人
(65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳)
- 接種日において、60歳～65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人
- 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない人
※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は、定期接種対象外となるため、この接種費用の助成を受けることができません。

2 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 接種回数 1回

4 実施方法 村が指定する医療機関において個別接種（医療機関名簿は郵送します）

5 料 金 一人1回4,000円（接種した医療機関窓口でお支払いください）

6 申込み方法 対象となる人へ必要書類を郵送します。書類が届いてから村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。

7 問い合わせ先 健康福祉課 保健衛生係

国民健康保険の加入・脱退の手続きについて

次の場合、国民健康保険異動届を健康福祉課まで提出する必要があります。

※国民健康保険の加入・脱退については、自動で健康保険が切り替わりません。

1 国民健康保険に加入する場合

- ・職場の健康保険などをやめた
- ・他の市町村から転入してきた
- ・子どもが生まれた
- ・生活保護を受けなくなった など

国民健康保険加入の申請が必要になります。

➡届出が遅れると、被保険者になった月までさかのぼって保険税を支払うことになったり、保険証がない期間の支払は、やむを得ない場合を除いて全額自己負担になる場合があります。

2 国民健康保険をやめる場合

- ・職場の健康保険に加入した
- ・他の市町村へ転出する
- ・被保険者が死亡した
- ・生活保護を受け始めた など

国民健康保険脱退の申請が必要になります。

➡届出が遅れると、保険税が二重払いになったり、資格喪失後の被保険者証で診療を受けた場合、後で返還していただく場合があります。

届出に必要なものについては村のホームページにて記載しています。
ご不明な点がございましたら健康福祉課国民健康保険係までお問い合わせください。

令和3年度 がん検診及び特定健診のお知らせ

令和3年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程及び場所（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
6月12日(土) 【申し込み期限】5月21日(金)	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
7月3日(土) 【申し込み期限】6月11日(金)	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
8月7日(土) 【申し込み期限】7月16日(金)	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
9月4日(土) 【申し込み期限】8月13日(金)	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
10月9日(土) 【申し込み期限】9月17日(金)	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
10月19日(火) 【申し込み期限】9月28日(火) ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがあります。ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 特定健診・肺がん・大腸がん・ 前立腺がん・肝炎検査・ 頸部・腹部エコー検査のみ実施	8:30～10:30
11月13日(土) 【申し込み期限】10月22日(金)	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8:00～10:00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
12月23日(木) 【申し込み期限】12月2日(木) ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがあります。ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施 しないのでご注意ください。	8:30～11:00 婦人科及び骨密度検査は 13:30～14:00 ※ただし、乳がん検診は、午前中も受付します。

※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、各月予約枠15人（先着順）で実施いたします。なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,300円・腹部エコー検査：負担金5,500円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,800円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容及び負担金（集団健診）

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和3年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民 (65歳以上の人は結核検診を含みます)	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	①令和3年度において満40歳となる村民 (昭和56年4月1日～昭和57年3月31日生まれの人) ②平成14年度から令和2年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和2年度に受診された人は、令和4年度に検診を受けてくださるようお願いします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和2年度に受診された人は、令和4年度に検診を受けてくださるようお願いします。 ※12月23日(木)は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月23日(木)の村内で行う検診では、**歯科健診及び口腔がん検診も行います。** 歯科健診及び口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※**特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。** ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていないので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和3年6月1日から令和4年2月28日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類等を送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和2年度に胃内視鏡検診を受診された人は、令和4年度に検診を受けてくださるようお願いします。ご了承ください。	4,100円

後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しや政令・条例等改正により、令和3年度から基礎控除額・均等割額の軽減割合等が見直しが行われています。

また、下記の計算方法で算出された保険料は、所得の低い人及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった人は、軽減制度があります。

被保険者に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となり、後期高齢者医療に要する費用に充てることとなっています。被保険者の皆さんには、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。



保険料の計算方法（令和3年度）

保険料＝均等割額＋所得割額

※100円未満切捨て、上限額64万円

均等割額 55,000円

○被保険者が等しく負担

所得割額

基礎控除(43万円)後の総所得金額等
(令和2年度：基礎控除33万円)
×

所得割率10.28%

○被保険者の所得に応じて負担

保険料の軽減（令和3年度）

均等割額の軽減 世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
43万円＋「10万円×（年金・給与所得者の数－1）」以下 (令和2年度：33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない)	7割
43万円＋「10万円×（年金・給与所得者の数－1）」以下 (令和2年度：33万円以下)	7割 (令和2年度：7.75割)
43万円＋「28万5,000円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数－1）」以下 (令和2年度：33万円＋「28万5,000円×世帯の被保険者数」以下)	5割
43万円＋「52万円×世帯の被保険者数」＋「10万円×（年金・給与所得者の数－1）」以下 (令和2年度：33万円＋「52万円×世帯の被保険者数」以下)	2割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった人は、所得割額の負担がなく、後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減 (後期高齢者医療制度の被保険者になってから2年の間)	均等割額の軽減割合
	5割

保険料のお支払い

令和3年度の保険料が年金から差し引かれる人は、4月分から8月分までの年金については、前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額をお支払いいただきます。

前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10月分以降の年金からお支払いいただきます。

また、4月分の年金から差し引かれていない人は、8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。詳しくは、住民税務課にお問い合わせください。

入院したときの食事代等について

同一世帯の全員が住民税非課税の人は、入院や高額な外来診療を受けるときに医療機関等の窓口でオンライン資格確認ができない人については、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示することで、医療機関ごとに医療費及び食事代の自己負担限度額が減額されます。

認定証が必要な人は、健康福祉課に申請してください。

また、認定証の適用区分が「区分Ⅱ」に該当する人の食事代は、令和2年9月末までは区分Ⅱの認定証の交付を受けている期間及び、令和2年10月以降については、負担区分が区分Ⅱの判定期間内の入院日数が90日を超えるとさらに減額されますので、再度健康福祉課に入院日数の届出を行ってください。

※申請月よりもさかのぼっての適用はできませんので、90日を超えた場合は速やかに申請してください。

お問い合わせ

●保険料のこと…住民税務課 ●入院・診療など保険料以外のこと…健康福祉課

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

第11回特別弔慰金

特別弔慰金の趣旨

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

支給対象者

令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- (1)基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- (2)戦没者等の子
- (3)戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡時に生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。
- (4)上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

※この期間を過ぎると請求ができなくなりますのでご注意ください。

必要書類

- ①第11回特別弔慰金請求書
- ②印鑑等届出書
- ③現況申立書
- ④基準日における請求者の戸籍など

※①から④の他に請求者の基準日現在の状況や支給順位などにより必要書類が加わります。すべての必要書類をそろえるまでに手間と時間がかかる場合もあります。

《留意事項》

特別弔慰金のご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った人が責任を持って行うことになります。

詳しくは住民税務課援護担当までお問い合わせください。

健康づくりの会

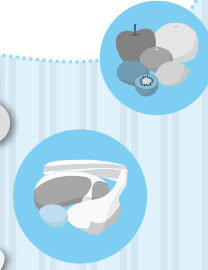
ヘルスマイト募集



健康づくりの会（佐那河内村食生活改善推進協議会）では、『私たちの健康は私たちの手で』をモットーに楽しく活動しています。

- 年に8回料理実習（栄養士による指導）と学習
※現在調理実習はお休みしています。
- 一人暮らしの高齢者の昼食会
- 保育所・小学校・中学校への食育活動など

健康づくりの会に入って一緒に料理しませんか？
詳しくは、健康福祉課健康づくりの会事務局まで、お気軽にお問い合わせください。



事務局 ● 健康福祉課

さなごうち スポーツクラブ

事務員募集!!

仕事内容：スポーツクラブの会計と運営事務

勤務地：佐那河内村役場内スポーツクラブ事務所

勤務時間：週3日（1日4時間程度）

給与：時給900円

応募：電話連絡のうえ、履歴書を持参ください。

TEL.679-2817





- 佐那河内村立図書館（農振センター3階）
- 開館時間 / 平日 9:00～12:00 13:00～17:00
- 閉館日 / 土・日・祝日・年末年始
- お問い合わせ 教育委員会 図書館担当

図書館で「春」を感じながらひと休みしませんか

企画展示『春の本』 4/6～5/14

こどもの読書週間（4/23～5/12）にあわせて、図書館に「春」の本を集めました。写真集や絵本、図鑑など、内容や色で春が感じられ、子どもから大人の皆さんまで楽しんでいただける様々な本を展示しています。

また、絵本コーナーには大型絵本も多数用意していますので、マットの上で広げながらご覧いただけます。

お知らせ

神山町にある「ほんのひろば」が発行している『ゲリラ通信』に、村立図書館の記事を掲載していただきました。館内に掲示していますので、ご覧になってください。

※「ほんのひろば」では、「コーヒーとほんのひろば」などのイベントを行いながら、本との出会いの場所を提供されています。令和3年4月からは広野小学校旧校舎を拠点に、毎週土曜と第1・第3日曜日の午後には開館しています。

佐那河内の人権教育 vol.289

新型コロナウイルス感染症により私たちが取り巻く環境が変化し、約1年が経過しました。県内でも変異株が確認されるなど、まだ今後の状況は見通せない状態です。

このような状況の中、全国的に、感染した人や医療従事者、その関係者に対する差別や偏見、インターネットやSNSでの誹謗中傷などの事例が報告されています。私たちは今一度、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害などについて考える機会をもつことが大切です。そこで、教育委員会では人権侵害防止・感染拡大防止を呼びかけるチラシを作成しました。除菌ウェットティッシュとともに常会・小中学校・保育所等を通じて順次ご家庭に配布しています。また、役場窓口にも設置していますので、この「アマビエ」のイラストを見かけた際には、少しお時間をとって読んでいただき、人権侵害防止・感染拡大防止について、改めてご配慮いただけますようお願いいたします。



佐那河内人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

一般財団法人さなごうち公式サイト公開



当 HP では、佐那河内村の PR、村の特産品の紹介や空き家バンク登録物件の情報、イベントのお知らせ等を公開しています。村の旬な情報がお伝えできるよう運営してまいりますので、ぜひご覧ください。

●URL : <https://sanagochi.foundation>

土曜・日曜・祝日営業の開始

地域交流拠点「新家」は、令和3年4月より土日祝日の営業をはじめます。これに伴い、「新家」内に設置された「移住交流支援センター」についても、今後は移住相談等が休日にご利用いただけます。(Zoom を利用したオンライン相談も受け付けています)

●開館時間：毎日 8 時30分～ 17 時

「佐那河内ジェラート」オープン！

地域交流拠点「新家」敷地内に「佐那河内ジェラート」がオープンします。村の特産品を使用したジェラートをぜひご賞味ください。

【オープン期間】 4月24日(土)・25日(日) 11時～ 16時

なお、当日は混雑が予想されますので、車でお越しの際はなるべくお乗り合わせいただきますようお願いいたします。

※オープン期間以降は土日祝のみ営業となります
(10時30分～ 17時30分)



【お問合せ】

一般財団法人さなごうち事務局

TEL.088-636-4030 FAX.088-636-4032
E-mail:ichizai.sanagochi@gmail.com



石南ひまわり句会

一月十七日 農振センター

鬼滅びず鬼笑う年去年今年

後藤 志郎

千柿を優しく揉んで進物に

西尾 武義

天理ラガーコロナ乗り越え日本一

安喜 律子

初雪や大根かじる猿の群

尾山 光雄

薪くべて開店迎える冬喫茶

高橋 仁美

焼きたてのお餅に「おもち」とつぶやいて

田口 寛子

五日過ぎ籬のゆるみし身も心

内藤 昭文

風車舞う雪山染めて夕日落つ

丸野 幸枝

七草に一品足りぬ椀の粥

坂田 小夜



読み合い朗読会 「伝えたい村の話」 佐那河内村史から

第62回

●61回は「婦人会」を読み合いました。本村では最初に明治37年に「愛国婦人会」が日露戦争中の国防の要望で結成されました。明治45年に婦人団体、大正3年に高樋地区に母の会なども。昭和7年に満州事変の時局から「大日本国防婦人会」が結成。しかし2会(愛国と国防)に趣旨の違いが生じ、昭和17年に「大日本婦人会」と変革し、実に会員数は700名に及んだのでした。しかし昭和20年5月、敵機の本土襲来に本土決戦に備え男女とも国民義勇隊に編成されて竹槍訓練を実施するも、8月に終戦を迎え国防の為に婦人会は解消していきました。戦渦の中、婦人として慰問や諸々に取り組まれたことを良し悪しで判断はできないと読ませていただきました。

●終戦は国家再建を趣旨として。昭和23年に高樋総合婦人会が結成。宮前・嵯峨と続き、26年には三者を連合する婦人会も作られました。母親学級の開催。両親学級から社会学級に婦人学級と名称が変わるたびに時代に即した内容に変わっていったことでしょう。昭和29年には孤児愛護の為に施設の子119名を受け入れ二日間の里親をしたとの記述もあります。わっすごい!覚えている方、いらっしゃいませんか。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

第63回読み合い朗読会：5月10日(月) 19:30～20:30
場 所：農振センター 2階
問い合わせ：鈴木 (090-2156-7935)

佐那河内村地域包括支援センターだより

4月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かして交流を楽しみましょう。皆さんの参加をお待ちしています。

教室名	日 時	会 場
いきいき体操教室	4月26日(月) 13:30～15:30	農振センター
脳若トレーニング教室	5月14日(金) 10:00～11:00	農振センター

※感染症予防対策のため、マスクの着用、検温の実施、手指消毒にご協力ください。感染症の拡大状況によっては、開催を中止することもあります。
※日程等に変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話：679-3383 ■ 担当：佐々木・加藤・大西

3/12(金) 学童 6年生 お別れ会

本年度、学童では4人が卒業しました。お別れ会はコロナ対策のため、屋外で行いました。岩城村長からお話、卒業生へ記念品の贈呈、6年生からあいさつ、在校生からは6年生との思い出や感謝の言葉を贈りました。

その後は村長とジャンケンゲーム、ふうせんくじ当てをしてみんなで盛り上がりました。

短時間での開催でしたが、6年生と最後に楽しい時間が過ごせて笑顔で送り出すことができました。一回り成長した中学生になり学童にも顔を出してほしいです。



訪問理・美容サービス事業

美容院又は美容院に出向くことが困難な在宅の人が自宅で手軽に散髪などのサービスを受けやすくするために、理美容師の出張費を負担します。

対象者

- 介護保険の「要介護3～5」の認定を受けている人
- 身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている人
- 療育手帳A判定の交付を受けている人
- 難病の患者に対する医療などの法律で難病の認定を受けた人
- 地域ケア会議で必要と認められた人

対象外

- 同居している人が送迎できる人
- 村民税など前年度までに滞納がある人

利用料など

- 利用料などに係る費用は自己負担
- 訪問に要する費用を村社会福祉協議会が負担（1回2,000円以内、年会6回まで）

申請方法

対象となる人は、申請書に利用料と訪問に要した費用の領収書を添付のうえ、担当民生委員の証明をもらって提出してください。



新任職員紹介

一つ一つ経験しながら成長につなげていきたいです。
よろしくお願いいたします。

中井 智美



おつかれさまでした！
退職 事務局長 日下幸子

● 善意銀行だより ●

- 井開 充祥 様 ……金一封
- 大平 榮一 様 ……金一封
- 匿名 様 ……金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域社会福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。



駐在所だより



佐那河内村駐在所のリフォーム工事が終了し、4月1日より運用を開始しています。

昨年度と同様に転勤も無く引き続き勤務して参りますので、ご用件のある人はお気軽に駐在所にお立ち寄りください。

また、皆さんのお宅付近を巡回していますのでご用件のある人は手を振ってお声をお掛けください。



渡辺 孝(駐在所 Tel 088-679-2110)



広 報

人 の う ご き

(敬称略)

個人情報に関する内容のため削除しています

月	日	曜日	行事名	場 所	時 間	備 考
4月	20日	火	可燃ごみ・古紙等の収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	26日	月	いきいき体操教室 対象：医師から運動制限をうけていない人	農振センター 1階 会議室	13:30～15:30	【持参物】運動しやすい服装、水筒等 ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	27日	火	可燃ごみ・古紙等の収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	28日	水	わんぱく広場	保育所	10:00～11:00	
5月	4日	火	可燃ごみ・古紙等の収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	ゴールデンウィーク中も収集します。
	10日	月	心配ごと相談、行政相談、人権擁護 相談、特別(法律)相談	農振センター 1階 会議室	9:00～12:00	※マスクの着用にご協力ください。
	11日	火	乳児健診 対象：乳児とその保護者	農振センター 2階 大和室	10:00～10:30 (受付)	【持参物】母子健康手帳、子どもノート、 バスタオル
			可燃ごみ・古紙等の収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	14日	金	脳若トレーニング教室	農振センター 1階 会議室	10:00～11:00	※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。

さなごうちスポーツクラブ案内

5月

佐那河内村小・中学校体育館

卓 球 バドミントン※
19:30～21:00 20:00～22:00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP5006

状況により中止になる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14 バドミントン	15
16	17	18	19 卓 球	20	21 バドミントン	22
23 30	24 31	25	26 卓 球	27	28 バドミントン	29

ゴールデンウィーク期間中の窓口業務について

**5月1日(土)から5月5日(水)までの
窓口業務はお休みさせていただきます。**

この期間は、戸籍・住民票・印鑑証明・税証明など各種証明書は発行できません。

また、転入・転出など住民異動届の受付もできません。

なお、戸籍の届出は、閉庁時間外であっても、宿日直が受付します。ただし、閉庁期間は届書の審査ができないため、5月6日(木)の窓口開庁日以降に補記・訂正をお願いする場合があります。ご了承ください。

閉庁期間中に婚姻届・養子縁組届など、戸籍届書の提出を予定されている人は、できましたら4月30日(金)までに住民税務課戸籍係に一度ご相談ください。

役場窓口からの
お知らせとお願い





＊エクステリア工事
カーポート・門扉・駐車場
フェンスアルミ製品一式
＊土木工事、建築基礎、左官



株)岡本組
okamoto.gumi
佐那河内村 岡本組

(株)岡本組
佐那河内村上字宮前42-13
☎679-3660/FAX679-3661

イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】
認定施工店です。

有害化学物質非含有の【リボール式防水】
改修やリフォームに。安心、安全な防水材

100%自然素材塗り壁材【深呼吸】
抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果
アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方



子どもたちに誇れるしごとを。

SHIMIZU CORPORATION

清水建設

四国支店

〒760-8533 香川県高松市寿町2丁目4番5号

Tel.087(811)1804

畳製作一級技能士のいる店



得意先マスコット
マスコット11-400
やわらかくくん

植田畳店



畳のことなら
まかせて

家具移動無料 見積り無料 遠くでもOK!! 女性スタッフ同行可能



0120-350-193

上板町神宅

☎088-694-2585

<https://www.uetatatami.com>

日本瓦・洋風瓦・各種瓦、屋根工事施工
屋根・瓦の事ならお任せ下さい

山田瓦工業

TEL. 088-679-3289

企業・個人事業者の皆さま

令和3年度 広報さなごうち・HPの

広告主募集中



健康づくりの会(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

しあわせごはん

No.145

じゃが芋の
金平風いため



栄養
成分

エネルギー	98kcal	炭水化物	13.7g
タンパク質	3.9g	塩分	1.0g
脂質	3.1g		

●材料(4人分)

豚肉	60g	★砂糖	小2
じゃがいも	240g	★しょうゆ	
人参	30g		大1 1/3
ピーマン	30g	★酢(黒酢)	
サラダ油	小2		大1 1/3

●作り方

①豚肉は小さめに切り、じゃがいも・人参・ピーマンはせん切り(人参・ピーマンは少し細め)にする。

②フライパンにサラダ油をいれて熱し、肉をいれ色が変わると野菜をいれ炒める。
★の調味料を加え、じゃがいもの歯ごたえが残るように仕上げる。

●ポイント

じゃがいもは水にさらすとシャキシャキ感が良くでて、切ってそのまま炒めるととろみのある仕上がりになります。